

香川県特定地場産品調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第13号

香川県特定地場産品調査規則の一部を改正する規則

香川県特定地場産品調査規則（平成12年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づき、香川県特定地場産品調査（以下「地場産品調査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、香川県統計調査条例（昭和24年香川県条例第45号）に基づき、香川県特定地場産品調査（以下「地場産品調査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(調査事項)</u></p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 経営上の問題点及び経営方針</u></p>	<p><u>(調査事項)</u></p> <p>第6条 地場産品調査は、次に掲げる事項（これらに附帯する事項を含む。）について行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>(報告)</u></p> <p>第7条 第5条に規定する事業所の管理責任者は、前条各号に掲げる調査事項について<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の管理責任者が同項の規定による<u>報告</u>を行うことができないときは、これに代わる者が行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による<u>報告</u>は、<u>報告者</u>がその事業所に配布された調査票に所定の事項を記入し、次条第1項に規定する調査員に提出することによって行うものとする。</p>	<p><u>(申告)</u></p> <p>第7条 第5条に規定する事業所の管理責任者は、前条各号に掲げる調査事項について<u>申告</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の管理責任者が同項の規定による<u>申告</u>を行うことができないときは、これに代わる者が行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による<u>申告</u>は、<u>申告者</u>がその事業所に配布された調査票に所定の事項を記入し、次条第1項に規定する調査員に提出することによって行うものとする。</p>
<p><u>(統計調査員)</u></p> <p>第8条 地場産品調査の事務に従事させるため、香川県統計調査条例第5条第1項に規定する統計調査員として、特定地場産品調査員（以下「調査員」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>	<p><u>(調査員)</u></p> <p>第8条 香川県統計調査条例第4条の規定により、地場産品調査の事務に従事させるため、特定地場産品調査員（以下「調査員」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。